

- (3) 執行委員会を擴張して之を組織せしめたること。
- (4) 執行委員会中より若干名の常任委員を選出し、常任執行委員会を組織せしめたること。
- (5) 執行委員の任期を各労働部は、重要部門を常任執行委員之を分担し、他は常任にありて執行委員会より選出之を分担せしめたること。
- (6) 拡大執行委員会は、拡大したる労働とせが、執行委員会必要と認められたる支用催し得ると云ふことのみを規定したること。
- (7) 拡大執行委員会は、各労働部より代表による構成せしむること。
- (8) 従来は支部は分会の集まりあり、決議及び執行の権限を有して之を組合本部との関係が疎隔し、執行委員会と行務を分る關係を保つものとし、今回は支部を一つの機關とし、執行委員会と行務を分る關係を保つものとしたること。

日本労働組合 出版労働組合規約改正案

第一章 名稱及目的

第一條 本組合ハ出版労働組合ト稱ス
 第二條 本組合ハ日本労働組合評議會ニ加盟シ 其ノ宣言綱領及決議ノ遵行ヲ行フヲ以テ目的トス

第二章 組織

第三條 本組合ハ関東地方ニ於ケル出版印刷産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス
 第四條 同一工場ニ於テ組合員十名以上ニ達シタル場合ハ工場分會ヲ組織ス
 第五條 工場分會ヲ組織セントスル場合ハ分會内規及役員名簿ヲ本部ニ提出シ承認ヲ求ムルモノトス
 第六條 工場分會ハ執行委員會ノ統制ニ従ヒ工場内ニ於テ労働組合ノ事業ヲ進行スルモノトス
 第七條 工場分會ニ總會及幹事會ノ二ツノ機關ヲ置テ